

3. 国選弁護等関連業務



3-1 平成27年度における業務の概況

被疑者国選弁護人制度とは、勾留された（勾留状を発せられた）被疑者が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、国（裁判所）が弁護人（被疑者国選弁護人）を選任する制度である。法テラスは、平成18年10月の同制度開始当初から、被疑者国選弁護人を選任するための役割（被疑者国選弁護人候補者の指名通知業務）を担ってきた。

制度開始時点の被疑者国選弁護の対象事件は、殺人や現住建造物放火等の重大事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件）に限られていたが、平成21年5月21日（裁判員制度施行と同日）に、対象事件が拡大（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件。窃盗や詐欺等も該当）され、対象事件数は約10倍に増加した。

法テラスでは、特に迅速な選任が要請される被疑者国選弁護事件については、原則数時間以内、遅くとも24時間以内に指名通知を行う運用をしており、99%以上は24時間以内に指名通知を行っている。

平成27年度も、迅速な指名通知を行うための体制整備や運用改善に努め、99.8%の事件について24時間以内に指名通知を行った。

平成28年5月24日、刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、被疑者国選弁護の対象事件が、被疑者が勾留された全事件にさらに拡大されることになった（同年6月3日の公布日から2年内の政令で定める日から施行）。

法テラスでは、今後も迅速な指名通知業務ができるよう、体制整備に努め、上記の対象事件の拡大に対応する。

3-2 国選弁護関連業務

(1) 業務の概要

法テラスは、国選弁護事件及び国選付添事件に関し、①国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約の締結、②個別の事件における国選弁護人及び国選付添人候補者の指名及び裁判所、裁判長又は裁判官（以下、「裁判所等」という）への通知、③国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

(2) 国選弁護制度

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は法律の規定により、裁判所、裁判長又は裁判官が弁護人を選任する制度である。

司法統計年報によれば、平成27年に国選弁護人が付された割合は、被疑者については78.3%（注1）、被告人については、地裁事件で84.4%、簡裁事件で93.3%（注2）であった。

平成18年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件）に関しては、国選弁護人が付されることとされた。さらに、平成21年5月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件）の被疑者についても国選弁護人が付されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

平成28年5月24日、刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、被疑者国選弁護の対象事件が勾留された全事件にさらに拡大されることになった（同年6月3日の公布日から2年内の政令で定める日から施行）ことにより、暴行、住居侵入など現行の被疑者国選対象事件より軽い刑罰で

資料 3-1 国選弁護関連業務の概要

契約の締結

国選弁護人契約の締結

国選付添人契約の締結

指名通知用名簿の調製

関係機関（裁判所・弁護士会等）との協議

指名通知

裁判所等からの指名通知請求

弁護士への指名打診

裁判所等への指名通知

裁判所等による選任

担当事件の終了

報酬等算定・支払

弁護士による活動報告書の提出

報酬基準に基づき報酬・費用算定

報酬・費用の支払

定められている事件に関しても国選弁護人が付されることになった。

(注1) 平成27年検察統計年報及び平成27年司法統計年報の数値を基に算出。刑法犯、特別刑法犯のうち必要的弁護事件に該当する罪名で勾留された人員数に対する、国選弁護人が選任された者の数の割合。ただし、統計上、一部の罰条の内訳が不明であるため、上記の値は推計値。

(注2) 平成27年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人が付いた被告人数に対する、国選弁護人が選任された者の数の割合。

資料 3-2 通常第一審事件のうち国選弁護人が付いた割合

<被疑者>

	勾留状発付数 ①	うち必要的弁護事件数 (推計値)		③/②
		②	うち選任数 ③	
			③	
平成27年	106,979	83,359	65,291	78.3%

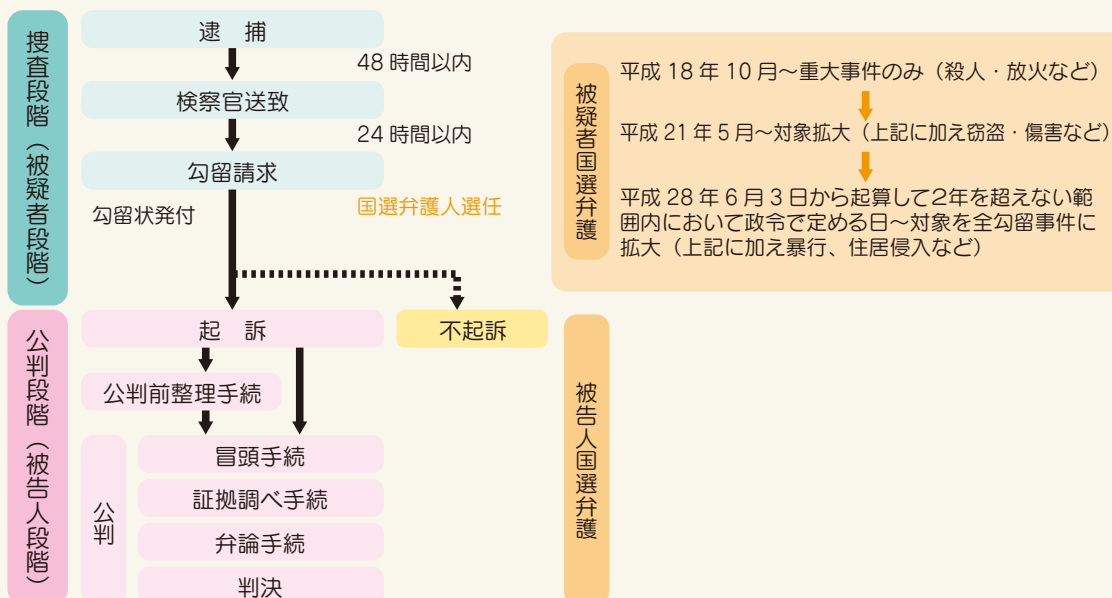
(注) ①と②は平成27年検察年報、③は平成27年司法統計年報を基に作成。

<被告人>

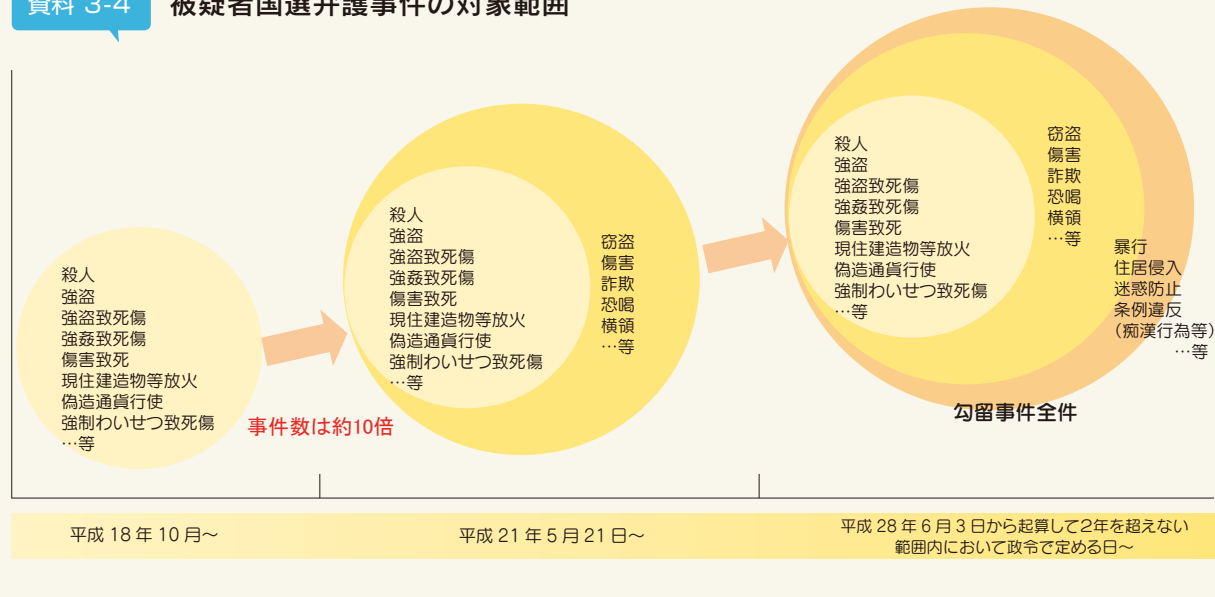
		終局総人員 ①	うち弁護人のついた被告人		③/②
			②	うち国選 ③	
				③	
平成27年	地裁	54,297	54,039	45,593	84.4%
	簡裁	6,590	6,497	6,060	93.3%

(注) ①～③はいずれも平成27年司法統計年報を基に作成。

資料 3-3 刑事事件の流れと国選弁護制度



資料 3-4 被疑者国選弁護事件の対象範囲



(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

ア 契約の種類

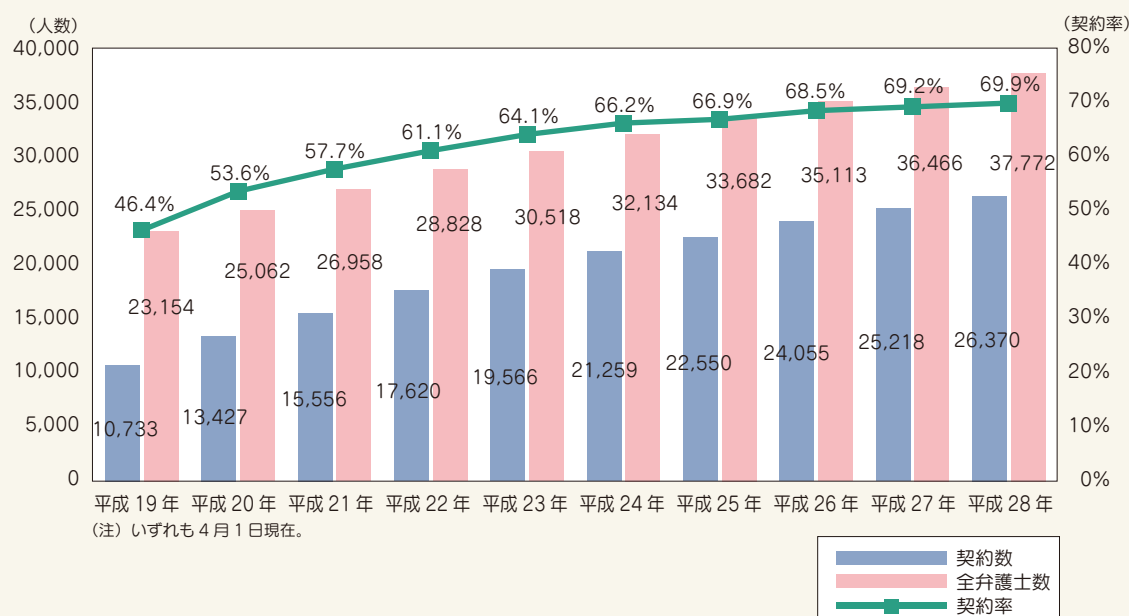
平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。その後複数回変更があり、平成28年6月28日法務大臣認可版が現在の最新版。以下、「国選弁護人契約約款」という）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項、並びに契約に違反した場合の契約解除その他の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の人数は、各弁護士会の協力を得ながら毎年増加し、平成28年4月1日時点で26,370名となっており、これは全国の弁護士数の約70%に相当する。

資料 3-5 国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移



(4) 国選弁護人候補の指名通知

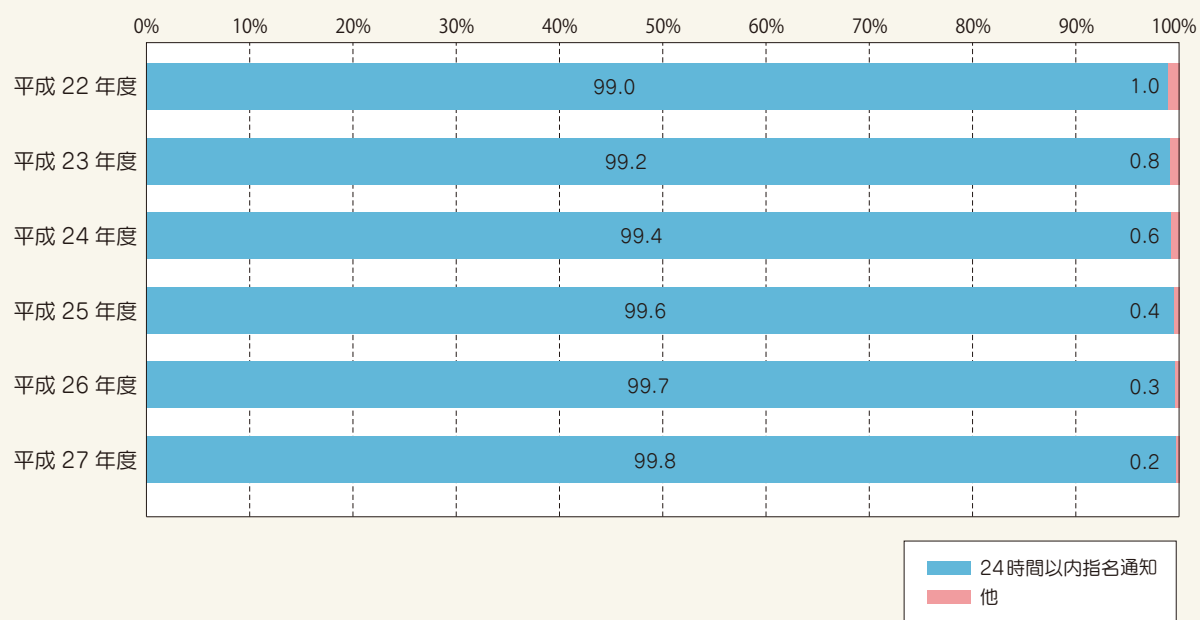
法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、全ての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

「遅滞のない指名通知」とは具体的には、地方事務所において、裁判所との協議により、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用をしている。なお、被疑者国選弁護事件については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成22年以降、常に99.0%以上の高い割合を維持しており、平成27年度においては、99.8%と極めて高い割合となっている。

資料 3-6

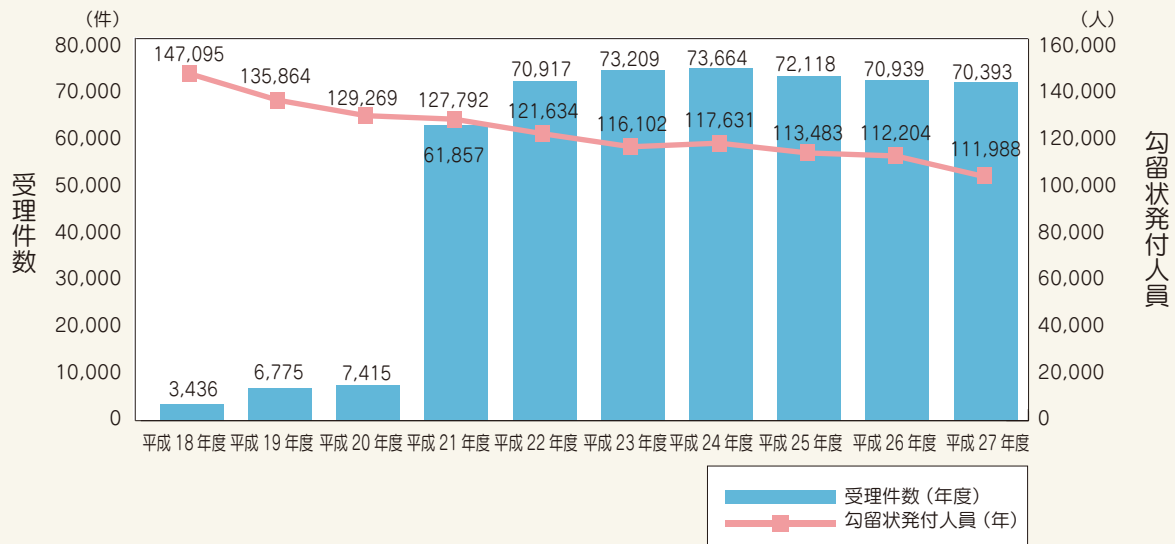
被疑者国選弁護事件のうち24時間以内に指名通知をした割合



一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

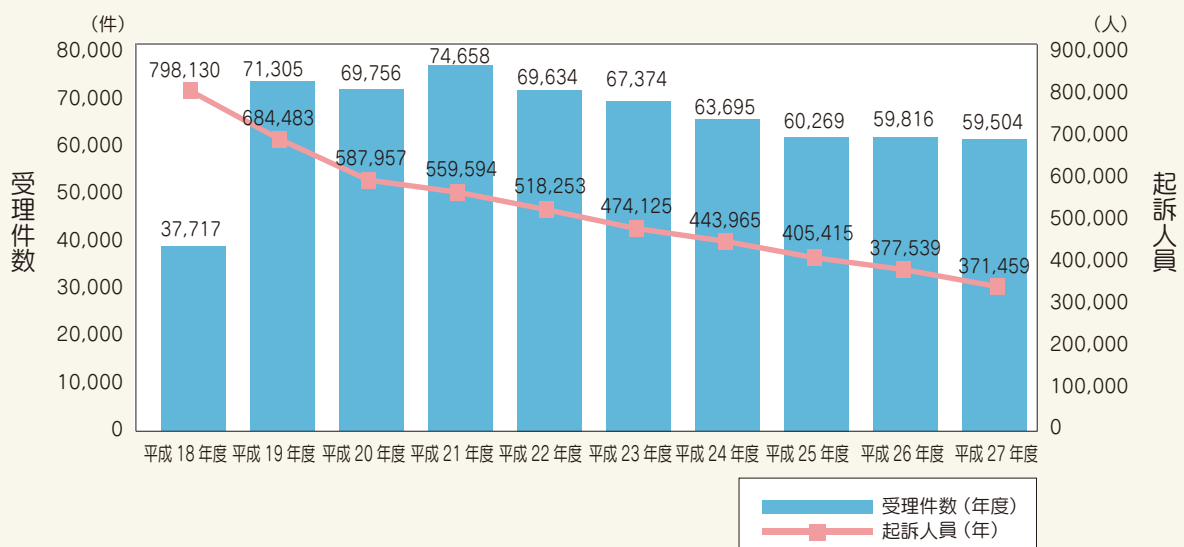
平成27年4月から平成28年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護は70,393件、被告人国選弁護は59,504件（合計129,897件）であった。1か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護は約5,866件、被告人国選弁護は約4,959件（合計約10,825件）であり、前年度における1か月当たりの平均件数から被疑者は約46件、被告人は約26件減少した。

資料 3-7 被疑者国選弁護事件受理件数の推移



(注) 勾留状発付人員は各年の司法統計年報の「請求により勾留状が発付された人員」(全簡裁・全地裁)による。

資料 3-8 被告人国選弁護事件受理件数の推移



(注) 起訴人員は各年の検察統計年報による(略式起訴人員を含む)。

(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

ア 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定し支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始以降は、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定める「報酬及び費用の算定基準」（以下、「報酬基準」という）に基づき算定される。報酬基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標をもとに、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本とした上で（労力基準）、②一定の成果に対しては別途報酬（成功報酬）の加算を行う（成果基準）、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。具体的には、4日に1回の接見を基準回数と定めて、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、接見回数だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

資料 3-9 被疑者国選弁護の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬	26,400円+20,000円×（接見回数 or 基準回数－1）	
多数回接見加算報酬	基準1回超	+10,000円
	基準2回超	+16,000円
	基準3回以上超	上記16,000円に加え3回以降1回につき+4,000円（上限あり）

次に、第一審の被告人国選弁護については、①労力基準として、公判期日における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別（即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件）によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標をもとに類型分けをして、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実比べて法定刑が軽い罪の事実が認定（縮小認定）されたときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-10 被告人国選弁護事件（裁判員裁判事件以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

資料 3-11 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護士2名以上	弁護士1名
公判前整理手続1～4回	(裁判官1裁判員4) 170,000円 (裁判官3裁判員6) 190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続5～7回 (かつ公判3日以上)	240,000円	300,000円
公判前整理手続8～10回 (かつ公判3日以上)	300,000円	380,000円
公判前整理手続11回以上 (かつ公判4日以上)	400,000円	500,000円

資料 3-12 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

	公判時間	公判1回目	公判2回目以降
例：地裁単独	～45分未満	0円	5,800円
	45分～1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間～2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間～3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間～4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間～5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円

イ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスの地方事務所は、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。

ところで、報酬及び費用の算定根拠となる報酬基準は、改訂を経るごとに複雑化しており、その適用

に際して過誤を生じる危険がある。そこで、複雑化した報酬基準への対応を確実なものとするため、本部に、報酬及び費用の計算を専門的に行うことを目的とした国選弁護等報酬算定業務室を設置し、平成26年2月から、全国の地方事務所での報酬及び費用の算定前に、同室に報酬及び費用の計算を依頼する仕組みにした。

このような手続を経て算定された報酬及び費用の金額及び内訳の通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスの地方事務所は、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定に対する平成27年4月から平成28年3月までの不服申立件数は、合計376件であり、1か月あたり約31件であって、前年度における1か月あたり平均件数約39件に比べて減少した。また、報酬算定に対する不服申立てについて「判断が容易であり、理事長による判断が明らかに必要でない」場合は地方事務所限りで処理する制度を導入して5年目に入ったが、平成27年度は、45件（約12.0%）が地方事務所限りで処理されており、制度の運用は相当程度定着しているといえる。

(6) 国選報酬基準の改正

報酬基準を改正するためには、総合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣の協議、法務大臣から最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見といくつもの手続を経た上で、最終的に法務大臣の認可を受けなければならず、とりわけ厳しい近時の財政的制約のもとでは、改正の実現は容易ではない。しかし、法テラスでは、国選弁護人契約弁護士からの不服申立てを受けとめ、必要に応じて報酬基準改正のための手続をとってきた。次に掲げるものは、不服申立てが国選弁護報酬基準の改正に結実したものの中の主なものである。

- ① 平成19年4月1日の改正では、示談について、これまで全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになり、また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。
- ② 平成19年11月1日の改正では、否認事件等について、これまで200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものが、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。
- ③ 平成20年9月1日の改正では、これまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。
- ④ 平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円（を上限とする実費）に増額した。
- ⑤ 平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書（住民票や戸籍謄本等）の発行手数料についても、訴訟準備費用の支給対象になった。

3-3 国選付添関連業務

(1) 業務の概要

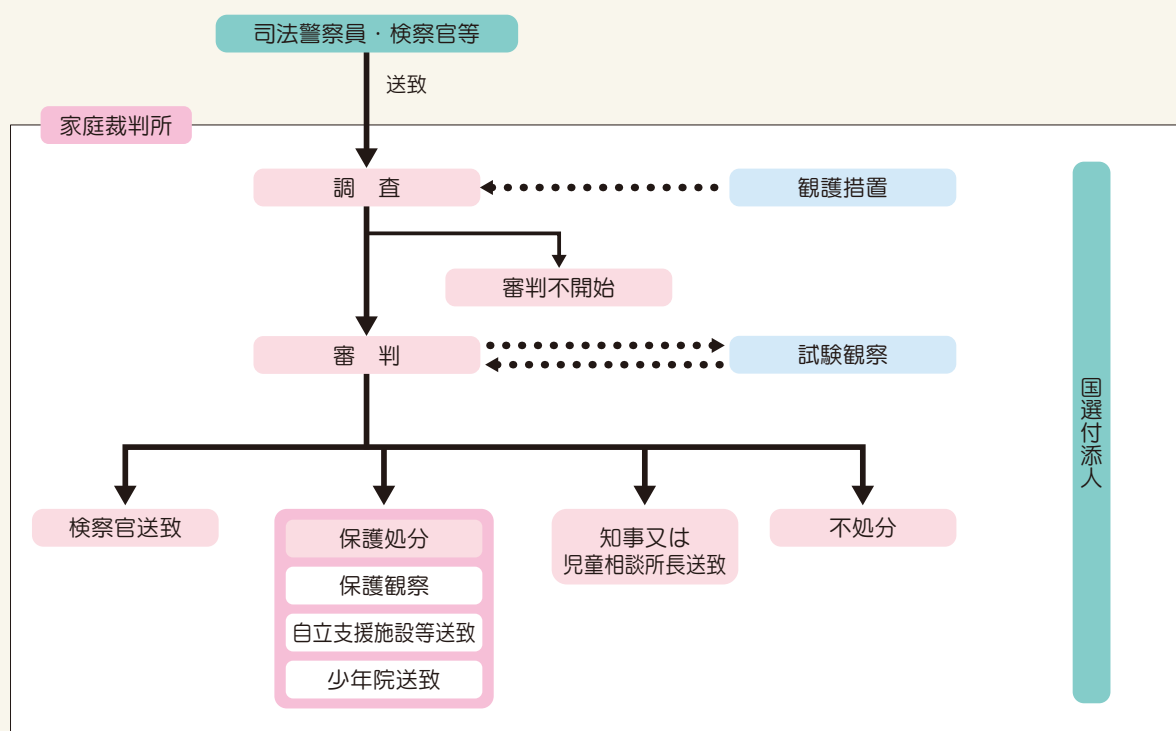
法テラスは、平成19年11月から、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

この業務を始めたときには、国選付添人の選任対象となる事件類型は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」に係る事件に限られていた（少年法第22条の2第1項）。そして、これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされ（同法第22条の3第1項）、また、少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされたときは、裁判所の裁量で国選付添人を付することができるとされていた（同法第22条の3第2項）。

その後、平成20年12月に改正少年法が施行され、裁判所は、「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、刑法第211条（業務上過失致死傷等）の罪」において、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった（少年法第22条の4第1項。なお、平成25年改正により、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪」が追加された。）が、傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり（同法第22条の5第2項）、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が拡大した。

さらに、平成26年6月施行の改正少年法により、同法第22条の2第1項の罪が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」と改正されたことにより、国選付添人の選任対象

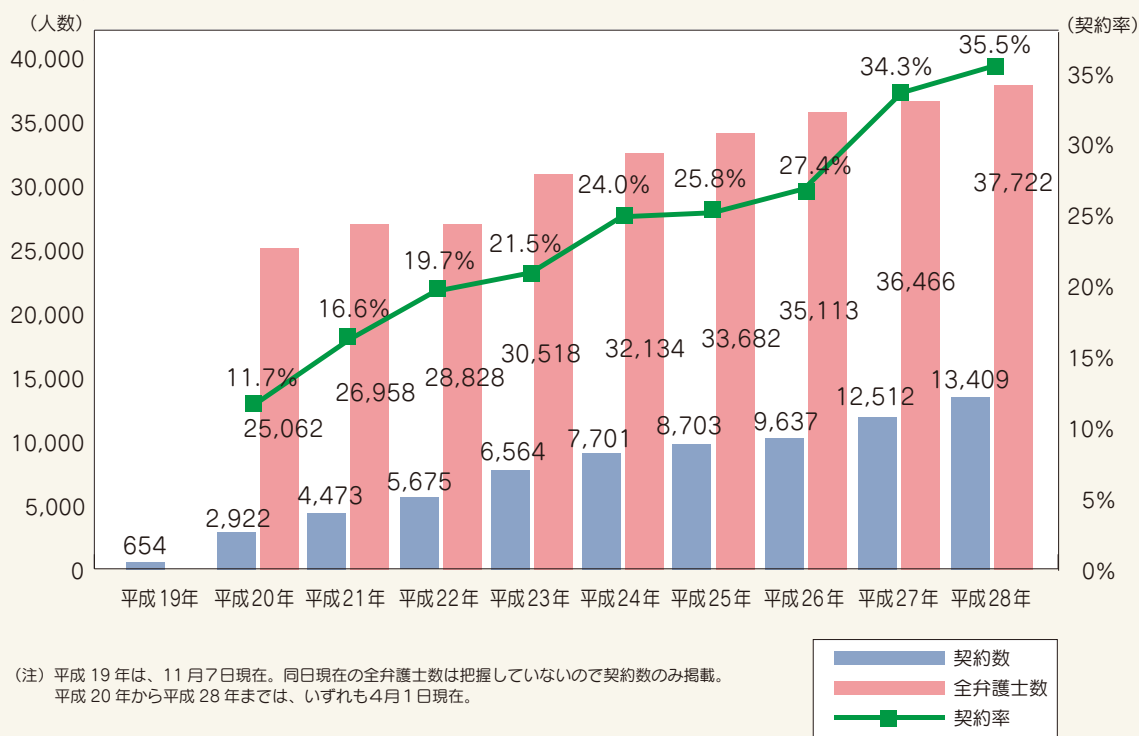
資料 3-13 少年事件の流れと国選付添制度



となる事件の範囲がさらに拡大することとなった。

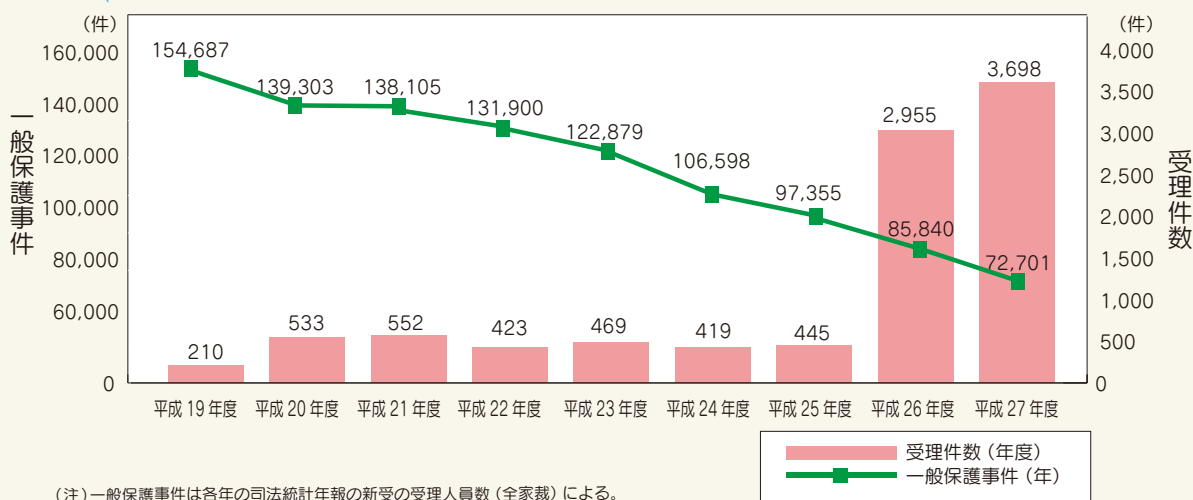
国選付添人契約弁護士の人数は、この業務を開始した平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力を得ながら毎年増加し、平成28年4月1日時点で13,409名となった。

資料 3-14 国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移



平成27年4月から平成28年3月までの国選付添人の受理件数は合計3,698件である。国選付添人の選任率は、終局総人員中9.7%、観護措置人員中44.0%、付添人選任数中44.8%である。

資料 3-15 国選付添事件受理件数の推移



資料 3-16 平成 27 年度一般保護事件のうち国選付添人が付いた割合

	総局総人員 ①	うち観護 措置あり ②	うち付添人あり		終局総人員中 の選任率 ④／①	観護措置人員 中の選任率 ④／②	付添人選任数 中の選任率 ④／③
			③	うち国選 付添人あり ④			
平成27年	32,741	7,257	7,116	3,191	9.7%	44.0%	44.8%

(注) 平成27年司法統計年報をもとに作成。国選付添人選任数は法テラスの国選付添事件受理件数とは異なる。

(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定し、支給していたが、平成19年11月からは、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選付添人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款における報酬基準と同様の思想のもとに設計されており、国選付添人については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することにして、いる。前記(1)のとおり、国選付添人が付される事件は、いずれも重大又は深刻な事件であることから、罪の軽重による分類ではなく、手続の種類（単独事件（検察官不関与）、合議事件（検察官不関与）、検察官関与事件）に応じて報酬を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設計している。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分につさない旨の決定があったときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離面会等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、審判準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添についても、国選付添人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-17 国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-18 実質審理期日に対する加算報酬

例：単独（検察官不関与）	審理時間	審理1回目	審理2回目以降
	～ 45分未満	0円	6,400円
	45分～ 1.5時間未満	6,400円	9,600円
	1.5時間～ 2.5時間未満	9,600円	16,800円
	2.5時間～ 3.5時間未満	16,800円	25,900円
	3.5時間～ 4.5時間未満	25,900円	37,200円
	4.5時間～ 5.5時間未満	37,200円	52,000円
	5.5時間～	52,000円	61,100円

付表 3-1 国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移（地方事務所別）

地 方 事務所	平成19年4月1日現在			平成20年4月1日現在			平成21年4月1日現在			平成22年4月1日現在			平成23年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
東 京	3,267	11,209	29.1%	4,669	12,128	38.5%	5,847	13,024	44.9%	6,769	13,823	49.0%	7,791	14,517	53.7%
神奈川	525	886	59.3%	641	965	66.4%	699	1,025	68.2%	804	1,125	71.5%	897	1,216	73.8%
埼 玉	248	399	62.2%	314	437	71.9%	358	482	74.3%	415	535	77.6%	456	577	79.0%
千 葉	224	367	61.0%	272	398	68.3%	326	433	75.3%	383	487	78.6%	432	539	80.1%
茨 城	99	132	75.0%	109	137	79.6%	125	151	82.8%	147	172	85.5%	155	187	82.9%
栃 木	83	110	75.5%	96	120	80.0%	104	128	81.3%	115	139	82.7%	128	156	82.1%
群 馬	121	153	79.1%	136	167	81.4%	149	186	80.1%	166	203	81.8%	179	216	82.9%
静 岡	188	252	74.6%	216	276	78.3%	246	305	80.7%	270	327	82.6%	288	350	82.3%
山 梨	61	69	88.4%	67	77	87.0%	75	84	89.3%	78	89	87.6%	84	93	90.3%
長 野	112	133	84.2%	123	147	83.7%	131	155	84.5%	142	164	86.6%	161	184	87.5%
新 潟	124	160	77.5%	138	169	81.7%	149	184	81.0%	168	203	82.8%	184	217	84.8%
大 阪	1,474	3,049	48.3%	1,735	3,253	53.3%	1,876	3,402	55.1%	1,978	3,584	55.2%	2,075	3,721	55.8%
京 都	256	403	63.5%	290	427	67.9%	333	453	73.5%	375	492	76.2%	414	534	77.5%
兵 庫	280	517	54.2%	344	554	62.1%	394	588	67.0%	442	621	71.2%	485	675	71.9%
奈 良	86	107	80.4%	98	116	84.5%	107	129	82.9%	114	133	85.7%	116	136	85.3%
滋 賀	55	72	76.4%	63	82	76.8%	73	92	79.3%	78	100	78.0%	87	111	78.4%
和歌山	66	84	78.6%	72	90	80.0%	85	103	82.5%	97	115	84.3%	104	122	85.2%
愛 知	636	1,063	59.8%	763	1,163	65.6%	788	1,260	62.5%	999	1,352	73.9%	1,091	1,444	75.6%
三 重	67	88	76.1%	74	96	77.1%	101	114	88.6%	113	126	89.7%	124	137	90.5%
岐 阜	83	108	76.9%	97	119	81.5%	103	126	81.7%	110	132	83.3%	122	144	84.7%
福 井	45	55	81.8%	57	66	86.4%	61	71	85.9%	66	76	86.8%	77	88	87.5%
石 川	91	102	89.2%	99	107	92.5%	106	116	91.4%	113	123	91.9%	115	125	92.0%
富 山	50	61	82.0%	56	67	83.6%	56	69	81.2%	67	81	82.7%	75	86	87.2%
広 島	182	317	57.4%	215	346	62.1%	244	383	63.7%	290	425	68.2%	318	450	70.7%
山 口	66	92	71.7%	84	102	82.4%	99	118	83.9%	109	125	87.2%	115	132	87.1%
岡 山	138	205	67.3%	161	230	70.0%	189	256	73.8%	214	282	75.9%	230	300	76.7%
鳥 取	32	37	86.5%	43	46	93.5%	46	49	93.9%	53	54	98.1%	54	56	96.4%
島 根	30	36	83.3%	36	39	92.3%	42	46	91.3%	48	54	88.9%	54	59	91.5%
福 岡	457	701	65.2%	529	754	70.2%	604	821	73.6%	658	878	74.9%	701	928	75.5%
佐 賀	47	55	85.5%	52	60	86.7%	56	64	87.5%	65	73	89.0%	74	82	90.2%
長 崎	70	89	78.7%	82	98	83.7%	95	114	83.3%	108	123	87.8%	121	137	88.3%
大 分	70	85	82.4%	80	96	83.3%	94	110	85.5%	99	113	87.6%	111	125	88.8%
熊 本	105	147	71.4%	122	163	74.8%	134	176	76.1%	151	194	77.8%	165	205	80.5%
鹿児島	66	94	70.2%	81	101	80.2%	102	113	90.3%	123	132	93.2%	139	144	96.5%
宮 崎	59	65	90.8%	70	75	93.3%	79	86	91.9%	83	91	91.2%	88	98	89.8%
沖 縄	112	199	56.3%	120	198	60.6%	137	211	64.9%	135	217	62.2%	143	227	63.0%
宮 城	170	261	65.1%	198	284	69.7%	231	311	74.3%	256	330	77.6%	287	360	79.7%
福 島	92	101	91.1%	107	115	93.0%	111	122	91.0%	132	143	92.3%	139	153	90.8%
山 形	55	64	85.9%	57	65	87.7%	62	70	88.6%	62	71	87.3%	69	79	87.3%
岩 手	53	66	80.3%	56	69	81.2%	59	73	80.8%	66	78	84.6%	71	80	88.8%
秋 田	45	55	81.8%	48	60	80.0%	50	63	79.4%	53	66	80.3%	55	68	80.9%
青 森	38	51	74.5%	52	64	81.3%	61	72	84.7%	72	84	85.7%	79	88	89.8%
札 幌	293	411	71.3%	341	458	74.5%	373	506	73.7%	391	541	72.3%	438	591	74.1%
函 館	22	32	68.8%	26	33	78.8%	26	34	76.5%	31	36	86.1%	33	39	84.6%
旭 川	27	39	69.2%	36	43	83.7%	35	44	79.5%	42	50	84.0%	43	54	79.6%
釧 路	37	45	82.2%	42	50	84.0%	45	54	83.3%	50	59	84.7%	52	60	86.7%
香 川	58	99	58.6%	66	108	61.1%	80	121	66.1%	86	125	68.8%	97	133	72.9%
徳 島	45	58	77.6%	52	60	86.7%	60	68	88.2%	69	76	90.8%	70	75	93.3%
高 知	43	61	70.5%	53	68	77.9%	55	70	78.6%	62	76	81.6%	65	79	82.3%
愛 媛	80	110	72.7%	89	116	76.7%	95	123	77.2%	103	130	79.2%	115	141	81.6%
合 計	10,733	23,154	46.4%	13,427	25,062	53.6%	15,556	26,958	57.7%	17,620	28,828	61.1%	19,566	30,518	64.1%

地 方 事 務 所	平成24年4月1日現在			平成25年4月1日現在			平成26年4月1日現在			平成27年4月1日現在			平成28年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
東 京	8,452	15,090	56.0%	8,888	15,717	56.6%	9,524	16,276	58.5%	10,072	16,918	59.5%	10,678	17,592	60.7%
神奈川	991	1,294	76.6%	1,063	1,357	78.3%	1,144	1,424	80.3%	1,220	1,493	81.7%	1,291	1,532	84.3%
埼 玉	511	639	80.0%	530	674	78.6%	590	725	81.4%	632	757	83.5%	666	800	83.3%
千 葉	471	581	81.1%	535	644	83.1%	570	673	84.7%	618	723	85.5%	660	750	88.0%
茨 城	181	209	86.6%	196	222	88.3%	220	249	88.4%	238	261	91.2%	244	269	90.7%
栃 木	139	175	79.4%	149	189	78.8%	158	196	80.6%	169	209	80.9%	170	211	80.6%
群 馬	199	237	84.0%	216	254	85.0%	229	264	86.7%	241	273	88.3%	248	278	89.2%
静 岡	324	381	85.0%	348	401	86.8%	367	421	87.2%	381	435	87.6%	390	447	87.2%
山 梨	91	103	88.3%	99	107	92.5%	108	117	92.3%	109	118	92.4%	110	120	91.7%
長 野	175	200	87.5%	191	212	90.1%	206	230	89.6%	214	236	90.7%	221	241	91.7%
新 潟	201	233	86.3%	217	242	89.7%	226	251	90.0%	237	262	90.5%	241	268	89.9%
大 阪	2,191	3,857	56.8%	2,285	4,001	57.1%	2,450	4,136	59.2%	2,448	4,226	57.9%	2,565	4,331	59.2%
京 都	462	589	78.4%	495	633	78.2%	523	667	78.4%	552	697	79.2%	584	733	79.7%
兵 庫	536	715	75.0%	577	763	75.6%	622	814	76.4%	622	847	73.4%	638	874	73.0%
奈 良	120	141	85.1%	136	153	88.9%	143	158	90.5%	152	167	91.0%	149	165	90.3%
滋 賀	103	124	83.1%	108	135	80.0%	108	140	77.1%	113	141	80.1%	106	144	73.6%
和歌山	108	124	87.1%	116	130	89.2%	122	141	86.5%	126	141	89.4%	129	146	88.4%
愛 知	1,198	1,545	77.5%	1,257	1,617	77.7%	1,358	1,701	79.8%	1,458	1,783	81.8%	1,529	1,860	82.2%
三 重	139	151	92.1%	147	159	92.5%	161	172	93.6%	165	180	91.7%	171	187	91.4%
岐 阜	133	156	85.3%	137	165	83.0%	155	180	86.1%	157	186	84.4%	163	189	86.2%
福 井	79	91	86.8%	83	95	87.4%	86	99	86.9%	89	102	87.3%	92	103	89.3%
石 川	131	141	92.9%	143	153	93.5%	157	167	94.0%	160	166	96.4%	162	165	98.2%
富 山	82	97	84.5%	89	100	89.0%	94	102	92.2%	91	110	82.7%	95	114	83.3%
広 島	352	478	73.6%	376	503	74.8%	405	528	76.7%	424	545	77.8%	427	560	76.3%
山 口	120	133	90.2%	128	146	87.7%	130	150	86.7%	139	157	88.5%	140	163	85.9%
岡 山	245	313	78.3%	276	338	81.7%	290	354	81.9%	296	368	80.4%	307	381	80.6%
鳥 取	59	60	98.3%	65	64	101.6%	66	68	97.1%	64	67	95.5%	65	66	98.5%
島 根	60	64	93.8%	61	67	91.0%	66	69	95.7%	68	76	89.5%	75	79	94.9%
福 岡	735	985	74.6%	804	1,041	77.2%	808	1,091	74.1%	893	1,148	77.8%	880	1,195	73.6%
佐 賀	78	86	90.7%	82	93	88.2%	85	95	89.5%	87	98	88.8%	92	100	92.0%
長 崎	129	147	87.8%	136	154	88.3%	143	157	91.1%	145	158	91.8%	142	156	91.0%
大 分	118	131	90.1%	117	133	88.0%	122	140	87.1%	132	151	87.4%	141	156	90.4%
熊 本	183	220	83.2%	188	231	81.4%	204	247	82.6%	213	256	83.2%	222	266	83.5%
鹿児島	155	167	92.8%	171	175	97.7%	179	183	97.8%	181	189	95.8%	190	197	96.4%
宮 崎	102	111	91.9%	112	119	94.1%	116	123	94.3%	118	130	90.8%	123	136	90.4%
沖 縄	151	234	64.5%	159	243	65.4%	168	248	67.7%	174	249	69.9%	183	254	72.0%
宮 城	308	376	81.9%	330	396	83.3%	340	409	83.1%	360	432	83.3%	371	440	84.3%
福 島	149	153	97.4%	160	167	95.8%	168	176	95.5%	178	183	97.3%	185	194	95.4%
山 形	73	83	88.0%	81	88	92.0%	83	90	92.2%	87	94	92.6%	85	95	89.5%
岩 手	84	95	88.4%	85	91	93.4%	92	99	92.9%	96	103	93.2%	96	100	96.0%
秋 田	59	70	84.3%	62	73	84.9%	66	78	84.6%	66	77	85.7%	68	78	87.2%
青 森	86	97	88.7%	94	107	87.9%	100	118	84.7%	105	119	88.2%	108	117	92.3%
札 幌	472	632	74.7%	494	661	74.7%	524	700	74.9%	535	730	73.3%	569	754	75.5%
函 館	39	44	88.6%	43	48	89.6%	45	48	93.8%	48	50	96.0%	48	53	90.6%
旭 川	56	63	88.9%	62	70	88.6%	62	69	89.9%	64	69	92.8%	67	72	93.1%
釧 路	57	64	89.1%	63	70	90.0%	64	70	91.4%	66	72	91.7%	71	76	93.4%
香 川	101	139	72.7%	118	150	78.7%	123	163	75.5%	130	170	76.5%	127	172	73.8%
徳 島	80	83	96.4%	81	90	90.0%	83	91	91.2%	82	92	89.1%	82	92	89.1%
高 知	71	87	81.6%	74	87	85.1%	75	87	86.2%	79	90	87.8%	79	88	89.8%
愛 媛	120	146	82.2%	123	154	79.9%	127	159	79.9%	124	162	76.5%	125	163	76.7%
合 計	21,259	32,134	66.2%	22,550	33,682	66.9%	24,055	35,113	68.5%	25,218	36,466	69.2%	26,370	37,722	69.9%

付表 3-2 国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

（件）

地 方 事 務 所	平成18年10月～ 平成19年3月		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
東 京	404	5,756	787	10,715	872	9,448	6,648	10,005	7,061	8,737
多 摩	88	696	169	1,354	207	1,284	1,473	1,420	1,773	1,403
神奈川	143	1,427	251	2,544	280	2,515	2,353	2,694	2,840	2,227
川 崎	35	260	89	620	76	547	556	688	599	527
小田原	31	279	54	458	90	485	515	543	524	437
埼 玉	172	1,282	339	2,611	421	2,314	3,064	2,632	3,294	2,130
川 越	23	298	66	558	63	532	542	399	640	426
千 葉	198	1,376	302	2,573	379	2,918	2,862	2,973	3,304	2,519
松 戸	43	299	64	573	42	613	694	478	721	492
茨 城	57	722	105	1,555	134	1,647	989	1,748	1,274	1,665
栃 木	67	690	115	1,496	133	1,534	1,272	1,633	1,539	1,452
群 馬	52	665	85	1,294	115	1,169	810	1,276	1,171	1,075
静 岡	18	281	55	554	58	483	626	603	681	548
沼 津	41	339	46	653	66	633	646	732	799	620
浜 松	33	314	67	500	76	732	674	771	788	640
山 梨	20	230	59	447	55	467	358	483	373	398
長 野	35	494	101	933	78	866	564	836	669	817
新 潟	42	478	76	852	73	970	824	1,042	944	968
大 阪	291	3,347	630	6,877	730	6,683	5,251	7,348	6,157	7,574
京 都	85	793	156	1,259	127	1,229	1,378	1,357	1,813	1,678
兵 庫	80	694	144	1,270	155	1,257	1,161	1,489	1,360	1,500
阪 神	26	335	63	571	54	613	627	636	664	708
姫 路	20	364	45	633	54	629	547	737	596	751
奈 良	25	351	81	707	78	752	703	550	743	678
滋 賀	38	385	78	682	61	758	919	857	972	777
和歌山	18	390	56	632	66	708	468	862	622	853
愛 知	150	1,445	306	2,745	373	2,840	2,674	3,347	2,995	2,814
三 河	44	458	78	815	80	825	924	1,090	965	895
三 重	55	508	67	882	83	875	746	887	785	781
岐 阜	47	425	109	831	103	774	719	795	757	699
福 井	8	154	18	227	34	245	298	315	318	271
石 川	22	404	51	706	55	566	419	598	492	561
富 山	14	185	31	334	28	293	223	294	263	284
広 島	91	748	121	1,358	128	1,358	1,266	1,531	1,586	1,446
山 口	28	390	73	848	67	805	703	795	796	726
岡 山	50	524	69	954	98	969	920	1,139	1,045	1,045
鳥 取	12	186	27	331	19	307	289	353	253	315
島 根	8	199	18	321	43	325	259	329	291	314
福 岡	128	1,383	295	2,831	281	2,622	2,299	2,826	2,686	2,960
北九州	42	479	106	750	114	854	892	1,013	1,020	839
佐 賀	20	246	27	558	40	546	536	607	563	557
長 崎	31	397	42	631	76	660	506	554	563	561
大 分	31	242	52	456	45	411	435	543	501	550
熊 本	66	484	101	768	117	852	865	841	1,037	872
鹿児島	40	338	59	732	80	740	542	721	606	689
宮 崎	32	353	63	675	58	593	545	609	706	567
沖 縄	57	537	96	1,041	95	1,051	1,012	955	1,061	976
宮 城	60	591	126	1,120	144	1,125	1,280	1,291	1,373	1,088
福 島	24	474	53	872	82	910	710	859	1,008	898
山 形	14	227	27	465	21	471	379	492	411	440
岩 手	22	243	49	465	32	471	441	511	533	487
秋 田	20	213	33	370	38	449	362	433	406	434
青 森	25	317	45	636	49	575	447	595	503	569
札 幌	90	1,095	198	1,972	159	1,711	1,767	1,774	2,070	1,714
函 館	16	136	49	333	38	211	213	179	294	217
旭 川	10	176	32	337	38	341	286	312	339	311
釧 路	16	237	50	487	30	488	373	397	464	450
香 川	26	485	65	996	53	1,004	579	1,086	642	975
徳 島	20	182	46	420	35	427	374	441	391	362
高 知	17	317	49	514	54	494	388	518	558	643
愛 媛	15	394	61	603	82	782	662	836	715	724
合 計	3,436	37,717	6,775	71,305	7,415	69,756	61,857	74,658	70,917	69,634

(件)

地 方 事 務 所	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
東 京	7,419	8,637	7,232	8,025	7,248	7,610	7,267	8,222	7,142	7,934
多 摩	2,047	1,401	1,975	1,217	1,871	1,216	1,929	1,228	1,935	1,207
神奈川	3,349	2,136	3,125	2,054	3,023	1,905	2,710	1,757	2,890	1,868
川 崎	634	457	604	366	566	355	569	430	573	373
小田原	578	445	649	375	541	362	512	388	561	352
埼 玉	3,462	1,902	3,603	2,007	3,611	2,087	3,348	1,924	2,943	2,209
川 越	696	508	648	384	666	451	630	437	656	475
千 葉	3,478	2,486	3,315	2,323	3,044	2,135	3,187	2,389	3,173	2,488
松 戸	664	477	676	545	677	488	670	550	642	372
茨 城	1,364	1,512	1,385	1,337	1,439	1,392	1,530	1,478	1,561	1,282
栃 木	1,472	1,244	1,313	1,766	1,364	1,169	1,291	1,016	1,069	990
群 馬	1,281	1,096	1,393	1,040	1,263	801	1,607	950	1,649	1,048
静 岡	764	575	700	498	682	434	707	426	645	418
沼 津	765	623	809	586	789	548	702	561	777	519
浜 松	786	619	739	537	733	591	660	518	722	603
山 梨	347	435	441	436	375	365	345	392	364	398
長 野	734	935	817	917	864	876	802	776	720	685
新 潟	919	852	832	675	948	746	988	763	978	763
大 阪	6,460	7,466	6,759	7,460	6,094	6,341	5,946	5,895	5,627	5,415
京 都	1,764	1,504	1,810	1,273	1,830	1,277	1,775	1,371	1,643	1,216
兵 庫	1,497	1,322	1,703	1,182	1,745	1,278	1,599	1,168	1,669	1,244
阪 神	700	737	706	628	671	550	716	508	712	523
姫 路	691	652	805	802	863	746	990	733	911	785
奈 良	765	719	855	700	835	600	836	565	840	614
滋 賀	890	709	925	683	903	707	872	620	792	550
和歌山	618	741	622	599	617	600	621	532	515	504
愛 知	3,155	2,881	3,170	2,719	3,269	2,721	3,277	2,800	3,585	2,842
三 河	1,067	905	1,063	904	1,179	803	1,208	905	1,314	888
三 重	839	808	943	795	854	806	964	740	828	614
岐 阜	806	743	770	577	815	643	839	670	916	628
福 井	345	309	374	297	411	340	407	330	440	318
石 川	432	557	516	498	498	427	473	486	550	518
富 山	290	293	297	312	320	224	229	162	274	191
広 島	1,657	1,518	1,839	1,379	1,838	1,380	1,598	1,315	1,544	1,256
山 口	797	610	732	601	732	549	632	500	634	490
岡 山	1,280	1,115	1,327	1,034	1,308	1,097	1,110	972	1,009	777
鳥 取	255	310	301	288	298	315	323	219	232	174
島 根	332	335	298	290	329	266	293	296	239	262
福 岡	2,743	2,644	2,624	2,369	2,493	2,339	2,482	2,264	2,672	2,613
北九州	997	816	1,017	783	1,011	834	885	916	1,070	1,082
佐 賀	583	482	567	456	480	351	491	388	586	435
長 崎	483	502	545	556	500	453	491	403	493	444
大 分	468	559	463	462	489	432	464	468	440	444
熊 本	957	865	1,027	952	888	754	912	629	873	760
鹿児島	654	596	622	584	554	561	699	557	624	485
宮 崎	751	566	658	538	621	489	615	462	593	398
沖 縄	1,157	992	1,100	805	1,188	873	1,077	847	1,211	974
宮 城	1,108	940	1,198	950	1,234	928	1,263	939	1,328	1,032
福 島	900	851	947	746	963	725	1,033	752	975	800
山 形	487	411	453	405	397	348	412	327	444	353
岩 手	428	404	501	405	475	358	468	386	440	356
秋 田	378	427	400	327	326	291	306	284	269	311
青 森	516	601	484	436	417	379	354	300	438	368
札 幌	1,877	1,576	1,749	1,512	1,768	1,605	1,660	1,478	1,605	1,527
函 館	303	214	314	252	277	196	283	206	201	192
旭 川	337	247	314	228	265	237	304	298	296	273
釧 路	426	397	449	392	401	339	409	368	369	346
香 川	614	918	702	897	662	991	684	971	649	841
徳 島	367	388	332	320	322	335	324	324	374	381
高 知	551	641	383	400	482	457	399	453	374	462
愛 媛	725	763	744	811	792	793	762	804	795	834
合 計	73,209	67,374	73,664	63,695	72,118	60,269	70,939	59,816	70,393	59,504

3 国選弁護等関連業務

4 常勤弁護士に関する業務

5 犯罪被害者支援業務

6 震災法律援助業務

7 受託業務

8 その他

付表 3-3 国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移(地方事務所別)

地 方 事 務 所	平成19年11月7日現在				平成20年4月1日現在				平成21年4月1日現在				平成22年4月1日現在				平成23年4月1日現在			
	契約数		契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率			
東 京	6	352	12,128	2.9%	530	13,024	4.1%	661	13,823	4.8%	791	14,517	5.4%							
神 奈 川	0	109	965	11.3%	185	1,025	18.0%	268	1,125	23.8%	344	1,216	28.3%							
埼 玉	4	99	437	22.7%	139	482	28.8%	164	535	30.7%	189	577	32.8%							
千 葉	0	108	398	27.1%	134	433	30.9%	180	487	37.0%	214	539	39.7%							
茨 城	67	72	137	52.6%	83	151	55.0%	102	172	59.3%	110	187	58.8%							
栃 木	12	19	120	15.8%	33	128	25.8%	47	139	33.8%	64	156	41.0%							
群 馬	35	47	167	28.1%	51	186	27.4%	91	203	44.8%	107	216	49.5%							
静 岡	0	70	276	25.4%	176	305	57.7%	198	327	60.6%	219	350	62.6%							
山 梨	0	27	77	35.1%	33	84	39.3%	35	89	39.3%	50	93	53.8%							
長 野	9	46	147	31.3%	58	155	37.4%	69	164	42.1%	92	184	50.0%							
新 潟	0	45	169	26.6%	64	184	34.8%	80	203	39.4%	94	217	43.3%							
大 阪	2	305	3,253	9.4%	510	3,402	15.0%	658	3,584	18.4%	752	3,721	20.2%							
京 都	6	117	427	27.4%	155	453	34.2%	190	492	38.6%	222	534	41.6%							
兵 庫	0	18	554	3.2%	108	588	18.4%	138	621	22.2%	162	675	24.0%							
奈 良	0	52	116	44.8%	64	129	49.6%	85	133	63.9%	86	136	63.2%							
滋 賀	0	16	82	19.5%	71	92	77.2%	74	100	74.0%	82	111	73.9%							
和 歌 山	1	28	90	31.1%	41	103	39.8%	52	115	45.2%	59	122	48.4%							
愛 知	0	9	1,163	0.8%	151	1,260	12.0%	175	1,352	12.9%	195	1,444	13.5%							
三 重	0	31	96	32.3%	47	114	41.2%	59	126	46.8%	69	137	50.4%							
岐 阜	46	60	119	50.4%	62	126	49.2%	67	132	50.8%	82	144	56.9%							
福 井	0	42	66	63.6%	50	71	70.4%	54	76	71.1%	65	88	73.9%							
石 川	25	42	107	39.3%	53	116	45.7%	60	123	48.8%	65	125	52.0%							
富 山	38	42	67	62.7%	45	69	65.2%	45	81	55.6%	47	86	54.7%							
広 島	1	5	346	1.4%	24	383	6.3%	54	425	12.7%	62	450	13.8%							
山 口	36	37	102	36.3%	42	118	35.6%	59	125	47.2%	69	132	52.3%							
岡 山	0	34	230	14.8%	90	256	35.2%	117	282	41.5%	141	300	47.0%							
鳥 取	36	38	46	82.6%	41	49	83.7%	48	54	88.9%	48	56	85.7%							
島 根	0	27	39	69.2%	32	46	69.6%	39	54	72.2%	44	59	74.6%							
福 岡	116	166	754	22.0%	240	821	29.2%	378	878	43.1%	389	928	41.9%							
佐 賀	0	35	60	58.3%	47	64	73.4%	55	73	75.3%	65	82	79.3%							
長 崎	0	64	98	65.3%	76	114	66.7%	90	123	73.2%	103	137	75.2%							
大 分	0	27	96	28.1%	43	110	39.1%	51	113	45.1%	62	125	49.6%							
熊 本	66	68	163	41.7%	70	176	39.8%	85	194	43.8%	94	205	45.9%							
鹿児島	0	27	101	26.7%	40	113	35.4%	71	132	53.8%	89	144	61.8%							
宮 崎	0	37	75	49.3%	49	86	57.0%	66	91	72.5%	73	98	74.5%							
沖 縄	0	35	198	17.7%	44	211	20.9%	72	217	33.2%	82	227	36.1%							
宮 城	51	54	284	19.0%	108	311	34.7%	129	330	39.1%	160	360	44.4%							
福 島	0	55	115	47.8%	65	122	53.3%	81	143	56.6%	87	153	56.9%							
山 形	6	38	65	58.5%	46	70	65.7%	48	71	67.6%	56	79	70.9%							
岩 手	35	36	69	52.2%	37	73	50.7%	47	78	60.3%	52	80	65.0%							
秋 田	0	25	60	41.7%	28	63	44.4%	34	66	51.5%	35	68	51.5%							
青 森	0	22	64	34.4%	32	72	44.4%	44	84	52.4%	53	88	60.2%							
札 幌	0	130	458	28.4%	236	506	46.6%	266	541	49.2%	322	591	54.5%							
函 館	0	21	33	63.6%	21	34	61.8%	27	36	75.0%	29	39	74.4%							
旭 川	0	20	43	46.5%	22	44	50.0%	28	50	56.0%	29	54	53.7%							
釧 路	0	26	50	52.0%	30	54	55.6%	36	59	61.0%	38	60	63.3%							
香 川	20	27	108	25.0%	38	121	31.4%	44	125	35.2%	54	133	40.6%							
徳 島	0	47	60	78.3%	56	68	82.4%	64	76	84.2%	65	75	86.7%							
高 知	0	26	68	38.2%	30	70	42.9%	38	76	50.0%	41	79	51.9%							
愛 媛	36	39	116	33.6%	43	123	35.0%	52	130	40.0%	62	141	44.0%							
合 計	654	2,922	25,062	11.7%	4,473	26,958	16.6%	5,675	28,828	19.7%	6,564	30,518	21.5%							

(注) 平成19年11月7日現在の全弁護士数は把握していないので、契約数のみ掲載

地 方 事務所	平成24年4月1日現在			平成25年4月1日現在			平成26年4月1日現在			平成27年4月1日現在			平成28年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
東 京	1,023	15,090	6.8%	1,180	15,717	7.5%	1,334	16,276	8.2%	2,330	16,918	13.8%	2,576	17,592	14.6%
神 奈 川	441	1,294	34.1%	522	1,357	38.5%	593	1,424	41.6%	829	1,493	55.5%	893	1,532	58.3%
埼 玉	211	639	33.0%	229	674	34.0%	265	725	36.6%	381	757	50.3%	427	800	53.4%
千 葉	247	581	42.5%	297	644	46.1%	331	673	49.2%	433	723	59.9%	469	750	62.5%
茨 城	131	209	62.7%	143	222	64.4%	165	249	66.3%	183	261	70.1%	193	269	71.7%
栃 木	79	175	45.1%	90	189	47.6%	100	196	51.0%	122	209	58.4%	127	211	60.2%
群 馬	128	237	54.0%	141	254	55.5%	150	264	56.8%	181	273	66.3%	189	278	68.0%
静 岡	254	381	66.7%	278	401	69.3%	297	421	70.5%	303	435	69.7%	310	447	69.4%
山 梨	62	103	60.2%	71	107	66.4%	81	117	69.2%	83	118	70.3%	87	120	72.5%
長 野	110	200	55.0%	125	212	59.0%	141	230	61.3%	165	236	69.9%	172	241	71.4%
新 潟	109	233	46.8%	123	242	50.8%	130	251	51.8%	157	262	59.9%	168	268	62.7%
大 阪	853	3,857	22.1%	987	4,001	24.7%	1,142	4,136	27.6%	1,202	4,226	28.4%	1,319	4,331	30.5%
京 都	260	589	44.1%	290	633	45.8%	318	667	47.7%	338	697	48.5%	362	733	49.4%
兵 庫	194	715	27.1%	231	763	30.3%	258	814	31.7%	399	847	47.1%	442	874	50.6%
奈 良	89	141	63.1%	100	153	65.4%	105	158	66.5%	118	167	70.7%	116	165	70.3%
滋 賀	99	124	79.8%	102	135	75.6%	102	140	72.9%	111	141	78.7%	103	144	71.5%
和 歌 山	59	124	47.6%	59	130	45.4%	74	141	52.5%	87	141	61.7%	94	146	64.4%
愛 知	218	1,545	14.1%	241	1,617	14.9%	262	1,701	15.4%	689	1,783	38.6%	784	1,860	42.2%
三 重	81	151	53.6%	88	159	55.3%	100	172	58.1%	102	180	56.7%	109	187	58.3%
岐 阜	90	156	57.7%	94	165	57.0%	110	180	61.1%	115	186	61.8%	121	189	64.0%
福 井	68	91	74.7%	72	95	75.8%	77	99	77.8%	83	102	81.4%	85	103	82.5%
石 川	82	141	58.2%	94	153	61.4%	106	167	63.5%	112	166	67.5%	114	165	69.1%
富 山	47	97	48.5%	47	100	47.0%	55	102	53.9%	63	110	57.3%	75	114	65.8%
広 島	86	478	18.0%	117	503	23.3%	162	528	30.7%	286	545	52.5%	303	560	54.1%
山 口	75	133	56.4%	84	146	57.5%	90	150	60.0%	118	157	75.2%	122	163	74.8%
岡 山	160	313	51.1%	192	338	56.8%	207	354	58.5%	241	368	65.5%	249	381	65.4%
鳥 取	49	60	81.7%	55	64	85.9%	57	68	83.8%	57	67	85.1%	57	66	86.4%
島 根	49	64	76.6%	50	67	74.6%	54	69	78.3%	56	76	73.7%	63	79	79.7%
福 岡	470	985	47.7%	526	1,041	50.5%	544	1,091	49.9%	663	1,148	57.8%	655	1,195	54.8%
佐 賀	71	86	82.6%	75	93	80.6%	81	95	85.3%	83	98	84.7%	88	100	88.0%
長 崎	111	147	75.5%	116	154	75.3%	120	157	76.4%	129	158	81.6%	128	156	82.1%
大 分	69	131	52.7%	72	133	54.1%	75	140	53.6%	89	151	58.9%	100	156	64.1%
熊 本	104	220	47.3%	118	231	51.1%	123	247	49.8%	170	256	66.4%	178	266	66.9%
鹿 児 島	107	167	64.1%	127	175	72.6%	136	183	74.3%	134	189	70.9%	141	197	71.6%
宮 崎	87	111	78.4%	97	119	81.5%	101	123	82.1%	103	130	79.2%	112	136	82.4%
沖 縄	85	234	36.3%	98	243	40.3%	105	248	42.3%	113	249	45.4%	129	254	50.8%
宮 城	185	376	49.2%	204	396	51.5%	215	409	52.6%	274	432	63.4%	291	440	66.1%
福 島	96	153	62.7%	112	167	67.1%	123	176	69.9%	149	183	81.4%	154	194	79.4%
山 形	60	83	72.3%	69	88	78.4%	72	90	80.0%	76	94	80.9%	74	95	77.9%
岩 手	65	95	68.4%	68	91	74.7%	75	99	75.8%	79	103	76.7%	79	100	79.0%
秋 田	39	70	55.7%	42	73	57.5%	47	78	60.3%	55	77	71.4%	57	78	73.1%
青 森	60	97	61.9%	68	107	63.6%	77	118	65.3%	88	119	73.9%	90	117	76.9%
札 幌	369	632	58.4%	405	661	61.3%	438	700	62.6%	467	730	64.0%	496	754	65.8%
函 館	35	44	79.5%	40	48	83.3%	42	48	87.5%	45	50	90.0%	45	53	84.9%
旭 川	42	63	66.7%	51	70	72.9%	52	69	75.4%	59	69	85.5%	61	72	84.7%
釧 路	45	64	70.3%	52	70	74.3%	52	70	74.3%	56	72	77.8%	63	76	82.9%
香 川	58	139	41.7%	69	150	46.0%	79	163	48.5%	104	170	61.2%	102	172	59.3%
徳 島	75	83	90.4%	76	90	84.4%	78	91	85.7%	78	92	84.8%	79	92	85.9%
高 知	47	87	54.0%	51	87	58.6%	62	87	71.3%	63	90	70.0%	63	88	71.6%
愛 媛	67	146	45.9%	65	154	42.2%	74	159	46.5%	91	162	56.2%	95	163	58.3%
合 計	7,701	32,134	24.0%	8,703	33,682	25.8%	9,637	35,113	27.4%	12,512	36,466	34.3%	13,409	37,722	35.5%

付表 3-4 国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

(件)

地 方 事 務 所	平成19年度 11～3月計	平成20年度 4～3月計	平成21年度 4～3月計	平成22年度 4～3月計	平成23年度 4～3月計	平成24年度 4～3月計	平成25年度 4～3月計	平成26年度 4～3月計	平成27年度 4～3月計
東 京	11	30	38	29	35	30	26	190	266
多 摩	6	11	21	11	38	24	12	112	120
神奈川	6	41	26	43	48	36	34	124	232
川 崎	9	9	4	3	1	0	6	38	49
小田原	0	16	5	2	4	6	19	35	57
埼 玉	32	45	39	17	21	30	27	164	187
川 越	4	8	3	4	2	9	1	20	43
千 葉	3	35	69	35	70	33	31	115	161
松 戸	0	11	12	10	4	7	16	24	37
茨 城	1	8	13	8	5	12	6	69	140
栃 木	2	10	9	10	6	18	3	40	27
群 馬	2	19	17	25	4	3	1	68	58
静 岡	1	0	5	2	6	3	1	12	32
沼 津	4	3	3	4	6	2	6	31	29
浜 松	2	10	2	3	5	5	2	22	45
山 梨	1	0	3	1	3	0	6	14	38
長 野	2	0	9	3	3	0	3	29	39
新 潟	1	8	3	2	2	3	8	46	43
大 阪	30	54	71	45	33	48	35	307	399
京 都	4	5	8	3	6	3	6	75	89
兵 庫	7	9	3	12	5	7	4	84	99
阪 神	1	5	0	1	1	1	0	24	32
姫 路	1	4	3	1	4	4	0	35	54
奈 良	3	5	7	0	0	1	4	42	38
滋 賀	14	13	3	2	3	2	0	18	16
和歌山	2	1	3	1	1	0	2	20	27
愛 知	8	18	44	30	28	31	23	140	152
三 河	2	13	16	4	10	4	11	49	48
三 重	1	2	2	1	0	4	2	53	31
岐 阜	2	4	10	5	4	6	9	31	29
福 井	1	3	1	4	6	1	4	12	13
石 川	1	2	0	1	1	1	3	5	9
富 山	0	1	0	2	1	2	1	11	15
広 島	0	5	7	7	2	4	33	90	66
山 口	0	0	0	2	3	3	3	21	36
岡 山	2	3	8	8	3	13	10	47	67
鳥 取	0	1	0	0	1	1	0	11	9
島 根	0	4	0	2	1	0	3	4	10
福 岡	7	22	26	14	27	7	26	147	164
北九州	4	10	5	4	0	6	14	66	69
佐 賀	3	8	5	2	6	0	8	33	40
長 崎	2	1	1	4	0	1	1	29	25
大 分	0	0	2	0	0	14	2	6	7
熊 本	1	11	1	3	3	2	1	24	40
鹿児島	0	4	5	9	25	2	2	21	29
宮 崎	3	1	2	9	3	0	1	23	47
沖 縄	2	5	13	3	2	0	1	75	130
宮 城	5	19	12	6	6	1	1	17	31
福 島	2	2	0	0	1	0	5	31	27
山 形	2	1	0	0	5	3	0	3	7
岩 手	0	3	1	3	1	3	0	11	6
秋 田	0	0	1	2	0	0	2	15	6
青 森	1	4	0	2	1	0	0	13	13
札 幌	2	16	8	18	6	0	8	48	42
函 館	2	1	0	0	2	1	1	19	12
旭 川	1	0	1	1	1	0	0	1	5
釧 路	3	0	1	0	0	0	0	10	15
香 川	0	5	0	0	4	9	1	39	39
徳 島	1	0	1	0	0	12	2	21	28
高 知	2	2	0	0	0	1	3	19	19
愛 媛	1	2	0	0	0	0	5	52	55
合 計	210	533	552	423	469	419	445	2,955	3,698